令和８年第９回教育委員会定例会次第

開催日時　令和８年９月16日（水）午後１時30分から

開催場所　春日井市役所９階　教育委員会室

１　報　告

⑴　坂下中学校区における学校統合に向けた取組の進捗状況について

報告１　坂下中学校区における学校統合に向けた取組の進捗状況について

坂下中学校区における学校統合に向けた取組の進捗状況について

1　坂下中学校区の学校づくりを考える懇談会について

本年６月に「坂下中学校区における学校統合に向けた基本方針」を策定後、「坂下中学校区の学校づくりを考える懇談会（以下「懇談会」といいます。）」を組織しました。懇談会は、坂下中学校区の保護者や地域の代表の方、学校関係者など 33 名で構成しています。

2　懇談会の開催状況について

これまでに、懇談会を３回開催し、内容は次のとおりです。

⑴　第１回懇談会（６月 19 日開催）

坂下小学校、西尾小学校、神屋小学校の３校を統合する場合は、既存の学校敷地を活用すること及び小学校の新設を予定することを前提に、学校の設置場所として次の２つの考え方をもとに６つの案（別紙１）を示しました。

ア　考え方①：中学校は現状の場所とし、小学校は別の場所に設置する。
　　候補地　Ａ案：坂下小学校　Ｂ案：神屋小学校　Ｃ案：西尾小学校

イ　考え方②：中学校と小学校を同一敷地内に設置する。
　　候補地　Ｄ案：坂下中学校　Ｅ案：神屋小学校　Ｆ案：西尾小学校

※　小中一貫型教育制度を導入する場合、考え方①では、小学校と中学校が離れている「分離型」、考え方②では、同じ敷地内に小学校と中学校がある「一体型」となる。

⑵　第２回懇談会（７月 15 日開催）

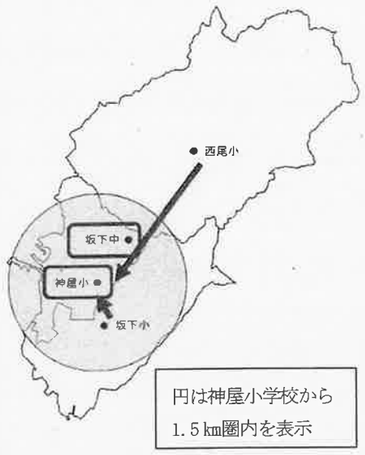
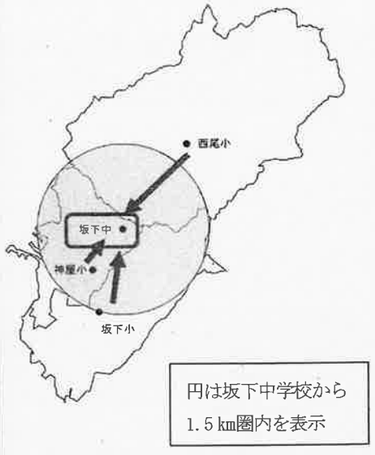
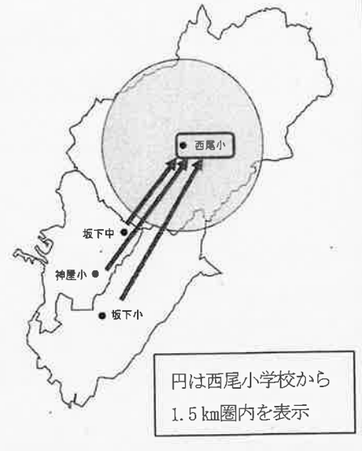
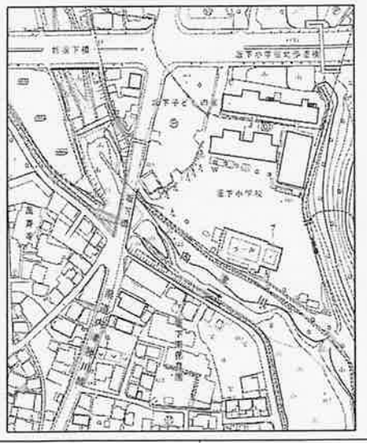
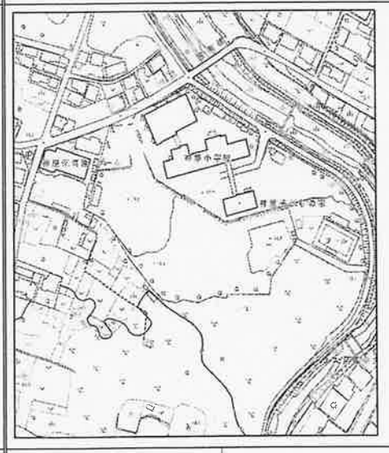
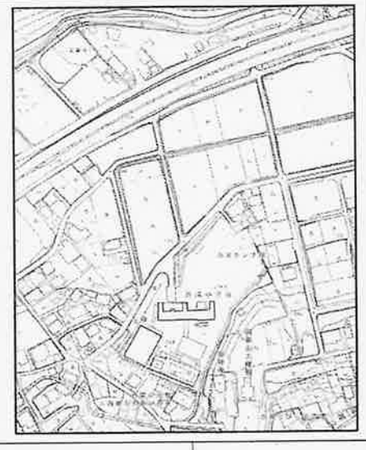
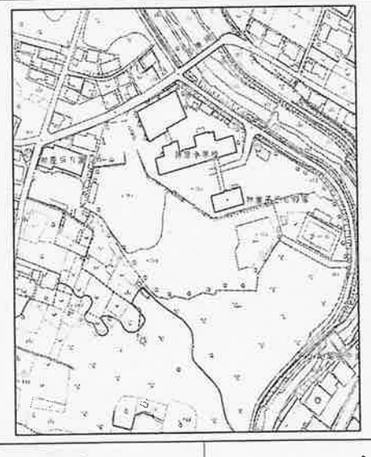
懇談会の構成員がＡ～Ｅの５グループに分かれ、統合する場合の学校の設置場所について議論しました。各グループからは小中一貫教育制度を導入することを前提に、候補地案の中から次のとおり坂下中学校、神屋小学校、坂下小学校が適しているという意見が出されました。

グループ名	小中一貫教育制度	
	分離型	一体型
A	—	坂下中学校（D案）
B	坂下小学校（A案）	坂下中学校（D案）
C	神屋小学校（B案）	—
D	神屋小学校（B案）	—
E	—	坂下中学校（D案） 神屋小学校（E案）

⑶　第３回懇談会（８月 24 日開催）

第２回懇談会で出された意見を踏まえて、本市の考え方を「別紙２」のとおり示しました。本市の考え方に対し、懇談会の構成員には、概ねご理解をいただきました。

坂下中学校区　学校の設置場所（案）比較表

区分	【考え方①】中学校は現状の場所とし、小学校は別の場所に設置する。			【考え方②】中学校と小学校を同一敷地内に設置する。		
候補地	【Ａ案】坂下小学校	【Ｂ案】神屋小学校	【Ｃ案】西尾小学校	【Ｄ案】坂下中学校	【Ｅ案】神屋小学校	【Ｆ案】西尾小学校
検討案の概要	(1)　坂下中学校は、現在の場所のまま運営する。 (2)　坂下小学校の敷地に小学校３校を統合した学校を設置する。	(1)　坂下中学校は、現在の場所のまま運営する。 (2)　神屋小学校の敷地に小学校３校を統合した学校を設置する。	(1)　坂下中学校は、現在の場所のまま運営する。 (2)　西尾小学校の敷地に小学校３校を統合した学校を設置する。	(1)　坂下中学校の敷地に坂下中学校と小学校３校を統合した学校を設置する。	(1)　神屋小学校の敷地に、坂下中学校と小学校３校を統合した学校を設置する。	(1)　西尾小学校の敷地を拡張し、坂下中学校と小学校３校を統合した学校を設置する。
位置図						
周辺地図						
敷地面積	敷地面積　19,663 ㎡ 校舎面積　5,438 ㎡ 運動場面積　7,099 ㎡ 体育館面積　758 ㎡ ※借地を含む（2,300 ㎡）	敷地面積　22,186 ㎡ 校舎面積　9,285 ㎡ 運動場面積　12,022 ㎡ 体育館面積　712 ㎡	敷地面積　14,757 ㎡ 校舎面積　7,587 ㎡ 運動場面積　4,731 ㎡ 体育館面積　712 ㎡	敷地面積　23,874 ㎡ 校舎面積　10,059 ㎡ 運動場面積　12,930 ㎡ 体育館面積　994 ㎡	敷地面積　22,186 ㎡ 校舎面積　9,285 ㎡ 運動場面積　12,022 ㎡ 体育館面積　712 ㎡	敷地面積　14,757 ㎡ 校舎面積　7,587 ㎡ 運動場面積　4,731 ㎡ 体育館面積　712 ㎡
周辺道路	・県道 508 号（内津勝川線）と接道 ・市道 137 号（白山線）幅員 19.4ｍと接道	学校周辺の車道幅員 宮南橋　4.5m 神屋保育園前　4.5m	学校周辺の車道幅員 県道からの進入路　3.5m 国道からの進入路　2m	・県道 508 号（内津勝川線）と接道 ・市道 6637 号（中学校西側）幅員 5m と接道	学校周辺の車道幅員 宮南橋　4.5m 神屋保育園前　4.5m	学校周辺の車道幅員 県道からの進入路　3.5m 国道からの進入路　2m

区分	【考え方①】中学校は現状の場所とし、小学校は別の場所に設置する。			【考え方②】中学校と小学校を同一敷地内に設置する。		
候補地	【Ａ案】坂下小学校	【Ｂ案】神屋小学校	【Ｃ案】西尾小学校	【Ｄ案】坂下中学校	【Ｅ案】神屋小学校	【Ｆ案】西尾小学校
候補地の位置	市街化区域に近く、坂下地区の人口分布の多い地域に位置しており、地区の主要道路に面している。	住宅地と農地が混在した地域であり、地区の主要道路から入った場所に位置している。	坂下地区の人口分布の少ない地域であり、地区の主要道路から入った場所に位置している。	坂下地区の概ね中央に位置し、地区の主要道路に面している。	住宅地と農地が混在した地域であり、地区の主要道路から入った場所に位置している。	坂下地区の人口分布の少ない地域であり、地区の主要道路から入った場所に位置している。
現在の敷地面積	学校施設の基準を満たしている。	学校施設の基準を満たしている。	学校施設の基準を満たしている。	学校施設の基準を満たしている。	学校施設の基準を満たしている。	運動場面積が不足する。
通学バス	幅員の広い道路に面しており、通学バスの乗入れが容易。 通学バスは、中学校区の北方向からの運行が必要となる。バスの利用者は、中学校区全体の児童の約 23%と推定される。	学校周辺の車道の幅員は狭く、通学バスの乗入れに注意が必要。 通学バスは、中学校区の北及び南方向からの運行が必要となる。バスの利用者は、中学校区全体の児童の約 38%と推定される。	学校周辺の車道の幅員は狭く、通学バスの乗入れが困難。 通学バスは、中学校区の南方向からの運行が必要となる。バスの利用者は、中学校区全体の児童の約 91%と推定される。	幅員の広い道路に面しており、通学バスの乗入れが容易。 通学バスは、中学校区の北及び南方向からの運行が必要となる。バスの利用者は、中学校区全体の児童の約 53%と推定される。	学校周辺の車道の幅員は狭く、通学バスの乗入れに注意が必要。 通学バスは、中学校区の北方向、南方向からの運行が必要となる。バスの利用者は、中学校区全体の児童の約 38%と推定される。	学校周辺の車道の幅員は狭く、通学バスの乗入れが困難。 通学バスは、中学校区の南方向からの運行が必要となる。バスの利用者は、中学校区全体の児童の約 91%と推定される。
小中一貫教育	分離型の導入が可能。	分離型の導入が可能。	分離型の導入が可能。	一体型の導入が可能。	一体型の導入が可能。	一体型の導入が可能。
防災	内津川の浸水想定区域であり、敷地東側は土砂災害警戒区域（一部は特別警戒区域）に指定。	内津川の浸水想定区域に該当。	特になし。	特になし。	内津川の浸水想定区域に該当。	特になし。
整備中の学校運営	☐ 支障なし　☑ 支障あり 【理由】 現在の敷地内に新校舎を整備する場合、グラウンド面積が確保できなくなる見込み。 対応として ☐ 学校敷地を拡張する ☑ 一時的に別の小学校に通う	☑ 支障なし　☐ 支障あり	☐ 支障なし　☑ 支障あり 【理由】 現在の敷地内に新校舎を整備する場合、グラウンド面積が確保できなくなる見込み。 対応として ☑ 学校敷地を拡張する ☑ 一時的に別の小学校に通う	☐ 支障なし　☑ 支障あり 【理由】 現在の敷地内に新校舎を整備する場合、グラウンド面積が確保できなくなる見込み。 対応として ☑ 学校敷地を拡張する ☐ 一時的に別の中学校に通う	☐ 支障なし　☑ 支障あり 【理由】 現在の敷地内に新校舎を整備する場合、グラウンド面積が確保できなくなる見込み。 対応として ☑ 学校敷地を拡張する ☑ 一時的に別の小学校に通う ※「一時的に別の小学校に通う」場合でも、整備後の敷地面積から敷地の拡張が必要。	☐ 支障なし　☑ 支障あり 【理由】 現在の敷地内に新校舎を整備する場合、グラウンド面積が確保できなくなる見込み。 対応として ☑ 学校敷地を拡張する ☑ 一時的に別の小学校に通う ※　現在の運動場面積は基準と比較し不足しているため、敷地の拡張が必要。
学校敷地拡張の可能性	隣接地の状況から、学校敷地の拡張は困難。	拡張は可能だが、必要性はない。 ＜参考＞ 小学校南側　最大 約 18,000 ㎡ 取得後の合計　約 40,186 ㎡	小学校北側 最大 約 13,000 ㎡ 取得後の合計　約 27,757 ㎡ ※　隣接する土地であるが、道路を挟んでいる。	①中学校南側 最大約 13,000 ㎡ 取得後の合計　約 36,874 ㎡ ※　農地中間管理機構関連農地整備事業について、神屋水利組合と調整が必要。 ②中学校北側 最大 約 4,200 ㎡ 取得後の合計　約 28,074 ㎡	小学校南側　最大 約 18,000 ㎡ 取得後の合計　約 40,186 ㎡	小学校北側 最大 約 13,000 ㎡ 取得後の合計 約 27,757 ㎡ ※　隣接する土地であるが、道路を挟んでいる。
整備期間（想定）	学校施設整備　５年	学校施設整備　５年	学校施設整備　５年 ※　用地取得をする場合は、測量等を含め、３年程度の期間が必要。 ※　用地取得には施設整備と同時並行できる行程もあり。	学校施設整備　５年 用地取得（測量等を含む）　３年 ※　用地取得には施設整備と同時並行できる行程もあり。 ※ 神屋地下堰堤に配慮が必要。	学校施設整備　５年 用地取得（測量等を含む）　３年 ※　用地取得には施設整備と同時並行できる行程もあり。	学校施設整備　５年 用地取得（測量等を含む）　３年 ※　用地取得には施設整備と同時並行できる行程もあり。
整備費用（参考）	学校施設整備　55 億円 坂下中学校大規模改修　30 億円 合計　85 億円	学校施設整備　55 億円 坂下中学校大規模改修　30 億円 合計　85 億円	学校施設整備　55 億円 坂下中学校大規模改修　30 億円 合計　85 億円 ※　用地を取得する場合は、用地購入、造成の費用が必要。	学校施設整備　75 億円 坂下中学校大規模改修　－ 円 合計　75 億円 ※　用地を取得するため、用地購入、造成の費用が必要。	学校施設整備　75 億円 坂下中学校大規模改修　－ 円 合計　75 億円 ※　用地を取得するため、用地購入、造成の費用が必要。	学校施設整備　75 億円 坂下中学校大規模改修　－ 円 合計　75 億円 ※　用地を取得するため、用地購入、造成の費用が必要。

第３回懇談会で示した本市の考え方について

１　小中一貫教育制度について

次のことから**施設一体型の小中一貫教育制度を導入する**という考えを示しました。

⑴　行事だけでなく普段の学校生活を通して、日常的に異学年交流ができる。

⑵　子どもたちにとって、小学校から中学校へ進学する際の環境の急激な変化がなく、慣れ親しんだ環境で９年間の生活ができる。

⑶　物理的な移動距離がないことで、小学校と中学校の教職員の往来や合同行事の運営において時間的なロスが最小化されるなど、連携の質が高まる。

⑷　一体型の方が、分離型よりも上記のようなより高い効果が見込まれる。

⑸　分離型よりも学校施設の建設費及び維持管理費の費用縮減が期待できる。

２　学校の設置場所について

学校の設置場所については、一体型の小中一貫教育制度の導入を踏まえ、次のことから**Ｄ案「坂下中学校の敷地に小学校３校を統合した新しい小学校と坂下中学校を新設する。」**という考えを示しました。

⑴　通学バスを導入する場合、県道 508 号（内津勝川線）や市道 6637 号（中学校西側幅員５ｍ）の幅員の広い道路に接道しており、通学バスが運行しやすく、安全に通学することができる。

⑵　既存の敷地は、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域に指定されておらず、土砂災害、浸水害のリスクが低い。

⑶　坂下地区の主要道路である県道 508 号に面しており、地区の概ね中央に位置している。

⑷　新校舎は、現校舎を使用しながら整備することを想定しており、隣接する土地を取得することで整備期間中の代替グラウンドを確保し、教育活動への影響を最小限に抑えるとともに、整備後の小中学校の一体的な運営に必要な広さの敷地を確保することができる。

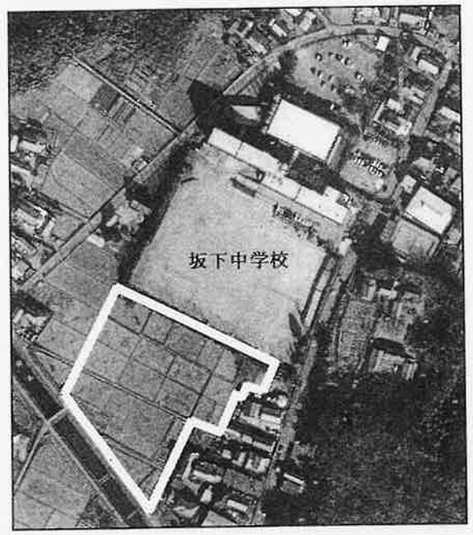
３　学校用地の取得について

新しい学校を整備するため、既存の坂下中学校の敷地を活用するとともに、隣接する用地の取得を進めます。

⑴　用地取得の範囲（図１太枠内）

9,313 ㎡

図1



⑵　取組状況

現在、地権者に対して、事業説明及び意向確認を行っています。

※　土地所有者との交渉状況により、用地取得にかかる計画の見直しをする場合があります。

４　開校までのスケジュール案

坂下中学校と小学校３校を統合した学校を設置する場合の施設整備等の概ねのスケジュール案は次のとおりです。

⑴	令和９年度	用地購入、基本構想
⑵	令和 10 年度～11 年度	土地の造成、校舎等の設計
⑶	令和 12 年度～15 年度	校舎等の工事
⑷	令和 15 年度または 16 年度	開校

※　本案は現時点での想定であり、用地取得の交渉状況や計画の見直し、工事の進捗状況により、変更が生じる場合があります。

５　その他

西尾小学校については、令和９年度以降、複式学級が想定されるため、小学校３校の統合を待たずに神屋小学校と先行して統合することも考えられます。

【参考】今後の懇談会、意見交換会の開催予定

1	令和８年９月 27 日	坂下中学校区全体での意見交換会
2	令和８年 10 月８日	義務教育学校視察（多治見市立笠原小中学校）
3	令和８年 10 月 30 日	第４回懇談会
4	令和８年 11 月下旬	第５回懇談会
5	令和８年 12 月上旬	坂下中学校区全体での意見交換会